

個別避難計画

ロードマップ

一人ひとりが確実に避難できるように



兵庫県加西市

近年の度重なる災害の教訓から、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、心身の状況や居住実態、想定される災害などの個々の状況に応じて、誰が、どこに、どのように避難支援等を行うかを具体的に定めた「個別避難計画」の作成が、全国的に推進されています。

当市においても、“一人ひとりが確実に避難できる避難支援体制づくり”を目指し、個別避難計画の作成・見直し等を実施・支援する取組みを行っています。

これから個別避難計画の作成・見直し等を通して避難支援体制の構築に取り組む皆様の参考になれば幸いです。

— もくじ —

1. 制度の変遷 … P 3

2. 制度の概要 … P 4

（1）避難行動要支援者とは … P 4

（2）避難行動要支援者台帳（災害時要援護者台帳）とは … P 4

（3）個別避難計画とは … P 7

【Step1】試行区域の確定・準備・企画検討（事前打合せ）… P 9

【Step2】福祉理解研修 … P 9

【Step3】当事者力・地域力アセスメント、地域調整会議および個別避難計画の作成・更新 … P 10

【Step4】避難訓練の実施・検証 … P 12

【Step5】個別避難計画の見直し … P 13

3. よくある質問（Q & A） … P 14

資料 福祉理解研修兼地域調整会議 … P 16

資料 個別避難計画 避難訓練 企画案 … P 19

資料 避難訓練の振り返りシート … P 21

資料 個別避難計画 追記作成 … P 22

1. 制度の変遷

平成23年の東日本大震災において、高齢者や障がい者の死亡率が高かったことや消防職員・消防団員、民生委員など支援者も多数犠牲となった教訓から、平成25年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。

また、併せて策定・公表された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」では、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等が盛り込まれ、さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項として、個別避難計画の作成も促されました。

しかし、その後の災害においても、多くの高齢者や障がい者が犠牲となる状況が続いたことから、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものとするため、令和3年5月に再度の法改正が行われ、新たに個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

さらに、上記の法改正と併せて改定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」（以下「取組指針」という。）では、個別避難計画の作成に当たっては、優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組むこととされています。

年	項 目
昭和34年（1959年）	伊勢湾台風 発生
昭和36年（1961年）	災害対策基本法を制定
昭和60年頃（1980年代）	「災害弱者」という言葉が使われ始める
平成7年（1995年）	阪神淡路大震災 発生
平成17年（2005年）	「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成
平成23年（2011年）	東日本大震災 発生 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面的に改訂 全体死者数のうち高齢者（65歳以上）の割合：約6割 障がい者の死亡率：被災住民全体の死亡率の約2倍
平成25年（2013年）	災害対策基本法の改正…避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務化となる 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定
令和元年（2019年）	令和元年台風第19号 発生 全体死者数のうち高齢者（65歳以上）の割合：約65%
令和2年（2020年）	令和2年7月豪雨 発生 全体死者数のうち高齢者（65歳以上）の割合：約79% 名簿だけでは うまくいかない！
令和3年（2021年）	災害対策基本法の改正…個別避難計画の作成が市町村の努力義務化となる

2. 制度の概要（解説）

（１）避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方々（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方々です。

以下、単に「要支援者」と表記します。



（２）避難行動要支援者台帳（災害時要援護者台帳）とは

避難行動要支援者台帳とは、要支援者について避難支援や安否確認、その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿で、市町村において必ず作成しておかなければなりません（義務）。

以下、単に「名簿」と表記します。

世帯番号（世帯主氏名欄）		世帯主氏名		世帯主住所		世帯主電話番号		世帯主メールアドレス		世帯主メールアドレス		世帯主メールアドレス	
世帯番号	世帯主氏名	世帯主住所	世帯主電話番号	世帯主メールアドレス	世帯主メールアドレス	世帯主メールアドレス	世帯主メールアドレス	世帯主メールアドレス	世帯主メールアドレス	世帯主メールアドレス	世帯主メールアドレス	世帯主メールアドレス	世帯主メールアドレス
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

※世帯主氏名欄について、この世帯主氏名、氏名変更時に世帯主の氏名により世帯等の安全を確認し、及び世帯等の安全を確認し、それ以外の世帯主の氏名に記入し、世帯主の氏名を確認することです。

避難行動要支援者台帳（サンプル）

自治会(自主防災組織)名：〇〇町										令和4年10月5日現在	
No	住 所	氏 名	性別	生年月日	要支援の理由			電話番号	緊急連絡先	指定緊急避難場所	備考
					高齢者夫婦 要介護認定者	高齢者夫婦 要介護認定者	高齢者夫婦 要介護認定者				
1	〇〇町1番地	兵庫 〇〇	男	S7.1.1	高齢者夫婦 要介護認定者	高齢者夫婦 要介護認定者	高齢者夫婦 要介護認定者	42-xxxx	兵庫 □□ 090-xxxx-xxxx	〇〇小学校 〇〇中学校	
2	〇〇町1番地	兵庫 △△	女	S13.4.4	高齢者夫婦 要介護認定者	高齢者夫婦 要介護認定者	高齢者夫婦 要介護認定者	42-xxxx	兵庫 □□ 090-xxxx-xxxx	〇〇小学校 〇〇中学校	
3	〇〇町50-5番地	加西 ●●	男	S24.5.5	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	43-xxxx	加西 〇〇 090-xxxx-xxxx	〇〇小学校 〇〇中学校	
4	〇〇町400番地	北条 ▲▲	女	S12.8.8	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	42-xxxx	北条 □▲ 42-xxxx	〇〇小学校 〇〇中学校	
5	〇〇町1025番地	九会 □□	女	S4.12.12	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	未記入	九会 ◆◆ 080-xxxx-xxxx	〇〇小学校 〇〇中学校	
6	〇〇町1050番地	富田 ▼▼	男	S7.6.6	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	42-xxxx	富田 ■○ 080-xxxx-xxxx	〇〇小学校 〇〇中学校	
7	〇〇町1215番地	賀茂 □□	男	S26.9.9	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	43-xxxx	賀茂 ▼◇ 49-xxxx	〇〇小学校 〇〇中学校	
8	〇〇町1500-5番地	下里 ◇◇	女	S46.2.2	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	42-xxxx	下里 ●△ 48-xxxx	〇〇小学校 〇〇中学校	
9	〇〇町2000番地	富合 ■■	女	S7.7.7	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	42-xxxx	富合 △■ 090-xxxx-xxxx	〇〇小学校 〇〇中学校	
10	〇〇町2600-3番地	日吉 ○▼	男	S25.10.10	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	障がい者 ひとり暮らし高齢者	080-xxxx-xxxx	日吉 ◇◆ 080-xxxx-xxxx	〇〇小学校 〇〇中学校	

※守秘義務について
この台帳は、災害発生時に地域の保護により生命等の安全を図ること及び日頃の見守り活動に使用したり、他に情報を提供することを禁止します。

①台帳の作成対象者

あらかじめ設定した要件（要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等）に該当する方を、台帳に掲載します。

【要件設定】

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ①要介護認定３～５を受けている者
- ②身体障がい者手帳１・２級を所持する身体障がい者
- ③Ａ判定以上と判定された知的障がい者
- ④精神障がい者保健福祉手帳１級を所持する者
- ⑤上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

②台帳の記載内容（法定事項）

台帳には、要支援者に関する次に掲げる事項を記載します。

- ①氏名
- ②性別
- ③生年月日
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由

③台帳情報の提供

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者（区長、民生委員、社会福祉協議会、消防署）に対し、台帳情報を提供します。

台帳情報を提供することについて要支援者本人から同意を得て、避難支援等関係者に情報を提供します。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村が特に必要と認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、要支援者本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者その他の者に情報を提供することができます。

(3) 個別避難計画とは

個別避難計画とは、要支援者について避難支援等を実施するための計画で、市町村は作成に努めなければなりません（努力義務）。

(様式例1-表) 記入例

避難行動要支援者のための個別支援計画（マイプラン）			
基礎情報	氏名	兵庫 一郎	年齢 53歳 性別 男・女
	住所	神戸市中央区下山手通5-10-1	
	電話	078-XXX-XXXX	FAX 078-XXX-XXXX
	E-mail	Iohiro.Hyogo@abc.com	
家族構成・同居情報等	家族構成	両親は京都府在住 疎遠でほとんど連絡なし	同居建物
	同居情報	妹（大阪府在住）が隔週で様子を見に来る	見取図
	その他	4年前に障害者支援施設を退所後、グループホーム生活を経て、昨年7月から一人暮らし	居室
	その他		玄関
要支援情報	介護認定	(認知症) 有・無	
	障害者手帳	身体障害者手帳3級(体幹)、療育手帳A(知的、自閉症)	
利用中の医療福祉サービス	介護保険/総合事業	サービス	電話
	障害福祉/児童福祉	サービス	電話
	医療機関	名称	電話
	その他	名称	電話
家族等緊急連絡先	① 氏名	兵庫 はなこ	住所
	電話	XXX-XXXX	FAX
	② 氏名	神戸 隆	住所
	電話	XXX-XXXX	FAX
緊急時の情報伝達	できるだけゆっくりと分かりやすい言葉を使用する。 漢字の多い書類は理解が困難であるため、図や写真がな、ルビを活用する。		
	特記事項 歩行は可能だが、体幹障害があるため迅速な移動は困難である。 パニックの際は自衛行為の可能性が高い。		

(様式例1-表) 記入例

避難行動要支援者のための個別支援計画（マイプラン）	
避難時移行	オキシトシン、リスパダール
避難先での留意事項	他人との接触が苦手であり、通達した環境ではパニックになる可能性が高い。できるだけ個室環境を希望することが望ましい。なお、●●●●●●の発生時にA出口に誘導を要しており、本人の不安感が大きい場合はA出口と誘導すると落ち着きを取り戻す可能性がある。
避難場所	〇〇小学校
避難経路	自宅 → (道路横断) → 〇〇小学校
備考	〇〇小学校の前は道路が狭く、避難者が通達することが予想されるので、通達しないようにゆっくりと誘導する。
避難先	① 氏名 兵庫 三郎 電話番号 近所 住所 神戸市中央区〇〇〇 電話 XXX-XXXX FAX XXX-XXXX Email XXX@abc.or.jp
避難先	② 氏名 兵庫 三郎 電話番号 近所 住所 神戸市中央区〇〇〇 電話 XXX-XXXX FAX XXX-XXXX Email XXX@abc.or.jp
避難先	③ 氏名 兵庫 三郎 電話番号 近所 住所 神戸市中央区〇〇〇 電話 XXX-XXXX FAX XXX-XXXX Email XXX@abc.or.jp
平成29年5月20日	
上記の内容について、読み等がないことを確認しました。	
氏名	兵庫 一郎
代理署名	(本人との関係)

(1) 個別避難計画の作成対象者

避難行動要支援者名簿に掲載している要支援者のうち、個別避難計画を作成することについて同意を得られた方に対し、個別避難計画を作成します。

上記同意が得られない方については、本人から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害時の行動も計画できないことから、個別避難計画作成の努力義務はかかりません。

(2) 個別避難計画の記載内容（法定事項）

個別避難計画には、名簿情報に加え、次に掲げる事項を記載します。

① 避難支援等実施者（※）の基本的な情報

- ・ 氏名又は名称
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先

② 避難施設その他の避難場所

③ 避難路その他の避難経路

④ その他、避難支援等の実施に関し

市町村長が必要と認める事項



※ 避難支援等実施者…避難支援等関係者のうち避難支援等を実施する方

(3) 個別避難計画の更新・見直し

要支援者の心身の状況の変化や、防災ハザードマップの更新・見直し、災害時の避難方法等の変更に対応できるよう、市や避難支援等関係者の負担も考えつつ、地域における作成状況・取組みの進捗状況を踏まえ、適時適切に更新することが重要です。

また、個別避難計画の見直しについては、計画に基づく避難訓練の実施を通して内容の改善を行うなど、計画の実効性を確保する取組みが継続的に必要です。

こうした取組みを継続していくためには、市町村が自主防災組織、自治会等と協力し、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すなど、地域づくりに取り組んでおくことも重要です。



【Step 1】 試行区域の確定・準備・企画検討（事前打合せ）

代表者（行政・社会福祉協議会・地区代表者・民生委員など）が集まり、地区のこれまでの取り組みや課題、対象となる要支援者の状況等を共有し、地区の特性に応じた取組内容やスケジュールなどを検討します。

「これまでの取組み」で行政から説明する内容（例）

- ・対象地区・地域、対象者の選定等
- ・指定避難所、指定緊急避難場所、避難スペース等の整備状況

項目	行政	地区
これまでの取組み	【行政】 ☐ 防災や福祉に関する取組み状況 ☐ 要支援者の定義や人数、状況 ☐ 個別避難計画の作成状況や計画内容	【地区】 ☐ 平時の取組み（会議・イベント）
課題や取り組みたいこと	【共通】 ☐ 地区・地域における課題 ☐ 地区・地域の実施体制 ☐ 希望する取組内容	
取組企画案について	【共通】 ☐ 対象とする要支援者 ☐ 参加してほしい人・団体とその人数 ☐ 取組内容 ☐ スケジュール	

【Step 2】 福祉理解研修

制度の背景・概要のほか、避難支援等の必要性や個別避難計画に係る行政・地域・個人の役割、地区の災害想定等について、全ての関係者を対象とした研修会を行います。

さらに、ワークショップ形式で簡単な疑似体験（架空の要支援者を設定し、支援手段やタイミング、避難方法等について参加者で検討）を行うと、個別避難計画の重要性や課題をより身近に感じることができ、理解が深まります。

主な説明内容

- 1 はじめに（市担当者挨拶、関係者紹介等）
- 2 個別避難計画に係る制度説明
- 3 市町村における現状と課題
- 4 ワークショップ（疑似体験）
- 5 意見交換（今後の具体的な進め方等）

個別避難計画を作成する目的を理解した上で、地区の困りごとや希望する取組内容の方向性等について、 かならず関係者全員で共有し、共通認識をもっておくことが重要です。

【Step 3】 当事者力・地域力アセスメント、地域調整会議および個別避難計画の作成・更新

要支援者本人（または家族）に加え、介護支援専門員（ケアマネジャー）・相談支援専門員などの 福祉専門職等も交えて、普段の状況や災害時に困ることなどを聞き取り、情報共有しながら具体的な避難計画を作成・更新します。

また、要支援者の状況に応じて、関係者が公民館等集まる“地域調整会議”を実施します。

また、あらかじめチェックリストなどを用意しておくことで、聞き取りの漏れもなく、ポイントを押さえながら進めやすくなります。

①具体的な作成手法

本人・地域記入の個別避難計画の作成方法としては、主に次の3パターンが考えられます。

イ 福祉専門職〔介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員等〕が記入する

ロ 要支援者本人やその家族が記入する（世帯内で避難支援等が可能な場合など）

ハ 地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する（地域で避難支援等を行う場合など）

②地域調整会議の開催

要支援者本人が歩行や会話が問題なく行える場合は、本人やその家族、関係者（自治会、避難支援等実施者、民生委員、福祉専門職、地域住民等）が公民館などに集まり、みんなで話し合いながら個別避難計画を作成します。

要支援者本人（または家族）が地域と関わりを持つことで、地域一体で要支援者を支える仕組みづくりのきっかけとなるほか、災害時の危険性や必要な備えなどを地域全体で確認することで、地域の防災力向上に繋がる効果も期待できます。

要支援者が避難時にどういったことに困るのか、要支援者本人（または家族）と避難支援等関係者などで確認しながら、具体的な問題点を洗い出していきます。

以下のチェックリストを参考に、計画作成前の聞き取りを行いましょう。

1. 地震・風水害が起こったときに心配なこと

- ☐ 自宅建物が古くて危険
- ☐ 家具が倒れたりガラスが飛散したりして危険
- ☐ 玄関が倒れた家具などでふさがり避難できないことが心配
- ☐ 災害時に自宅の安全な場所に移動できるかどうか心配
- ☐ 自宅が平屋建てで、川や水路の水位が上がった時に心配
- ☐ 雨戸を閉めていて外の様子の変化に気づかないことが心配

2. 災害後の生活に対する心配なこと

- ☐ 食料や水、生活必需品などの備えが十分でない
- ☐ 家族の安否を確認できない（連絡方法がない）
- ☐ 被災後の片付けが大変
- ☐ 介護ヘルパーや医師が来られないと生活できない
- ☐ 薬がきれると状態が悪化してしまう

3. 避難するときに心配なこと

- ☐ 階段の上り下りが難しい
- ☐ 夜間の避難は難しい
- ☐ 歩いて避難することは難しい
- ☐ 車いすが必要だが自走できない
- ☐ リフト付き福祉車両が必要
- ☐ 外出の準備に時間がかかる（ 分程度）

4. 避難先／避難生活で心配なこと

- ☐ 多くの人が集まる場所が苦手
- ☐ 電力等が不可欠な医療機器を使用している
- ☐ 一時的でも電気・水道・ガスがないと生活できない
- ☐ 一時的でも外出ができず介護者等が来られないと生活できない
- ☐ ペットがいる（ ケージあり / なし ）



5. そのほかに心配なこと

- ☐ 電話の対応は難しい
- ☐ 知らない人が来ると混乱する
- ☐ 危険を察知しとるべき行動を判断できない
- ☐ 自分の意志を伝えることができない

個別避難計画の作成にあたっては、以下のチェックリストに示しているポイント を踏まえ、計画内容等について確認を行うことが考えられます。

<個別避難計画の内容について>

チェック	項目
☐	避難先は、自宅の災害危険性を踏まえて安全を確保できる場所になっているか 例）浸水深が 3.0～5.0m であるにも関わらず、自宅（戸建2階）を避難先にしていないか 等
☐	避難の判断基準と判断者が明確になっているか
☐	避難先への移動を誘導する者（避難誘導者）と移動手段が明確になっているか
☐	避難の判断から避難先への移動完了までの手順が明確になっているか
☐	避難の準備や移動開始のタイミングが明確になっているか
☐	本人の心身状況や世帯状況、避難支援等実施者の負担を踏まえた、無理のない現実的な計画になっているか
☐	（応用） 災害が発生しなかった場合は一晩程度、災害が発生した場合は少なくとも数日間は 避難先に滞在することが想定されるが、その際の留意点は明確になっているか

☐	(応用) 日中／夜間／曜日等(利用サービスや家族の状況等)で対応が異なる場合、そのことが考慮された計画になっているか
--------------------------	--

＜関係者の理解について＞

チェック	項目
☐	本人・家族は、自宅の災害危険性から避難(または待避等)の必要性を理解しているか
☐	本人・家族は、介護等のサービスを提供する施設(社会福祉施設等)に避難した場合に費用負担があることについて合意しているか
☐	安否確認者や避難誘導者が、行動の判断基準を理解しているか 全ての関係者が計画内容を理解し、合意しているか

要支援者が避難時にどういったことに困るのか、声掛けの際、移動する際、避難所へ到着した際などを想定し、あらかじめ具体的な問題点を洗い出した上で、避難準備や避難のタイミング、避難経路、避難先、避難支援等実施者などを適切に定めた個別避難計画の作成を心掛けましょう

【Step 4】 避難訓練の実施・検証

Step 3で作成・更新した個別避難計画に基づく避難訓練を実施し、要支援者が避難支援等実施者の避難支援等により計画どおり安全に避難することができるかなどの実効性を検証します。

訓練に際しては、事前にシナリオやタイムスケジュールを定め、誰がどのような役割を担うかを割り振っておくと、場面ごとの検証が行いやすくなります。

訓練の目的

- ・個別避難計画における避難先や避難経路、避難支援等実施者の数などが適切か確認する
- ・実践を通して要支援者本人・家族と地域住民等の相互理解を促進する

訓練の種類

- 各種条件を考慮した上で、関係者と調整し訓練の種類を決定します。
- ・実動型訓練
 - ・机上型シミュレーション訓練
 - ・操作手順確認(ウォークスルー)訓練
 - ・情報伝達・意思決定訓練

あらかじめ訓練目標を設定し、どの種類の訓練が適しているか関係者で検討しましょう

訓練の実施方法

訓練の実施方法としては、以下の①、②に示す方法があります。

いずれの場合においても、要支援者本人やその家族と避難支援等実施者が自宅から避難先へ移動し、帰宅するまでの一連の行動を通して、課題の洗い出し等を行います。

- ① 各地区における定例の防災訓練等のなかに要支援者の避難訓練を組み込んで実施する
- ② 要支援者の避難訓練を単独で実施する

中には訓練への参加が難しい要支援者もいるため、要支援者役の代理を立て実施するほか、机上型訓練や模擬訓練なども有効な手段の一つです。

【Step 5】 個別避難計画の見直し

Step 4の検証結果をもとに避難訓練を実施して良かった点や改善すべき点 に関係者で共有し、個別避難計画の内容を見直します。

特に、改善点などは他の要支援者にも共通し、展開できることが多いため、より 多くの関係者と共有し、実効性の高い計画づくりの土台を作っていきましょう。

また、検証・見直しを通して明らかとなった課題については、自助力の向上など 要支援者が取り組むべき内容も含め、関係者で解決策を話し合います。

主な協議内容

- ☐ 避難訓練を実施して良かった点
- ☐ 個別避難計画（避難支援等）の課題や検討すべき内容
- ☐ 計画を改善するための対策案
- ☐ 今後の計画の更新予定
- ☐ その他の地域の課題 等

3. よくある質問（Q & A）

個別避難計画の作成を進めていくにあたって、要支援者本人や家族、避難支援等関係者の方などからよくある質問について紹介します。

Q 1. なぜ、個別避難計画を作成する必要があるのですか？

個別避難計画を作成する目的は、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものと、要支援者のよりよい避難を実現することです。

近年の災害においても、多くの高齢者が被害に遭い、障がい者等の避難が適切に行われなかった事例があった状況を踏まえ、あらかじめ具体的な避難支援の方法等を定める個別避難計画の作成が有効であるとされています。

また、避難支援等について検討・計画しておくことは、災害時、要支援者だけでなく避難支援等実施者の命を守ることに繋がります。

Q 2. 個別避難計画は、誰が作成すべきものですか

個別避難計画の作成は、取組指針において、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要があるものとされています。

しかし、市町村が優先度を踏まえて計画の作成を進めていく一方で、限られた体制の中でできるだけ早期に計画作成を進めていくためには、「市町村支援による個別避難計画」と「本人・地域記入の個別避難計画」を並行して進めていくことが適当です。

個別避難計画の作成は地域の防災力を高めることにも繋がるため、要支援者本人や地域に作成の方法例を示し「本人・地域記入の個別避難計画」を促していくことも重要です。

Q 3. 要支援者の避難支援は、だれが主体となるべきでしょうか？

災害の規模が大きくなればなるほど、市町村や消防、警察、自衛隊といった公的機関による“公助”の手は届きにくなります。

そのため、まずは自身・家族で身の安全を守る“自助”や、身近な地域・コミュニティで協力して助け合う“共助”が重要となります。

一人ひとりが自助・共助により備えておくことが、災害時、本当に支援が必要な方へ公助の手を届けることにも繋がります。

個別避難計画の作成や避難訓練の機会を通じて、自助・共助・公助の役割分担についても考えておきましょう。



Q 4. 避難支援等実施者は、どんな人になると良いのですか？

避難支援等の実施にあたっては、市町村外等の遠方に住む家族ではなく、近隣住民などのすぐに駆け付けることができ、日頃から要支援者と関係性のある方が避難支援等実施者になることが望ましいです。

また、避難を支援する方の負担感を軽減するために、個々の支援者の体力や状況等を踏まえ、要支援者1名に対し複数人で役割分担し、地域全体として適切な避難支援等を行う体制を整備すること考えられます。

※ 実効性のある個別避難計画とするためには、同じ方が重複して、何人もの要支援者の避難支援等実施者になることは望ましくありません

Q 5. 避難支援中に何かあった場合、誰が責任をとるのですか？ どんなときでも、個別避難計画に定められた避難支援等実施者が、必ず支援をしなければならないのですか？

個別避難計画は、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであって、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではなく、市町村や個別避難計画に関わる全ての関係者に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものでもありません。

また、避難支援等実施者となっている場合でも、自身とその家族等の命を守ることを大前提とし、可能な範囲で避難支援等を行ってください。

※ 平成23年の東日本大震災では、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。

避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する必要があります。

Q 6. どうしても避難したくないという方や、移動自体が難しい方もいます。避難先を自宅の2階とするのはどうですか。

必ずしも指定避難所に行くことだけが避難ではありませんが、自宅の建物自体が危険なケースや、上階に避難するほうが困難なケースもあります。

まずは、自宅とその周辺の災害危険性を確認し、避難の必要性を認識してもらうことが、命を守るための第一歩です。

その上で、様々な事情を踏まえ、適切な避難先と避難支援等実施者などを考えていきましょう。

福祉理解研修兼地域調整会議 議事次第

日時：令和〇年〇月〇〇日（〇曜日） 19：00～

場所：〇〇町公民館

1. 挨拶・趣旨説明及び関係者紹介
区長あいさつ
市担当者あいさつ
2. 調整会議の内容説明
個別避難計画制度のふりかえり（制度の変遷、制度の概要）
対象災害・タイムスケジュールの確認（地区特性の確認）
3. 計画作成
要支援者の個別避難計画作成
（チェックリスト活用）
4. 質疑応答・意見交換
今後の取組み予定について
5. 閉会
事務連絡等

災害時に心配なこと

計画作成対象者への聴き取りなどチェックリストを活用しながら記入していきましょう。

1-基本情報

●要支援者（ ）	生年月日（ ）
住所（ ）	年齢（ ） 歳

●支援者（ ）	続柄（ ）	例：隣人・民生委員・子
●支援者（ ）	続柄（ ）	例：隣人・民生委員・子
●支援者（ ）	続柄（ ）	例：隣人・民生委員・子

2-自宅の災害危険性と事前避難の必要性について

ハザードマップなどを確認し、自宅（要支援者）がどのようなリスクのある箇所かを把握しましょう。

3-要支援者の災害時の課題と現状の備え（避難支援の際の留意点）

①災害が起こったときに心配なこと	
☐ 自宅建物が古くて危険 ☐ 自宅・自宅付近が水に浸かる可能性がある ☐ 家具が倒れたりガラスが飛散したりして危険 ☐ 食料や水、生活必需品などの備えが十分でない ☐ 家族の安否を確認できない（連絡方法がない） ☐ 被災後の片付けが大変 ☐ 介護ヘルパーや医師が来られないと生活できない ☐ 薬がきれると状態が悪化してしまう ☐ その他	⇒どのようにするか（解決方法）
②避難するときに心配なこと	
☐ 階段の上り下りが難しい ☐ 夜間の避難は難しい ☐ 歩いて避難することは難しい ☐ 車いすが必要だが自走できない ☐ リフト付き福祉車両が必要 ☐ 外出の準備に時間がかかる（ 分程度） ☐ その他	⇒どのようにするか（解決方法）

③避難のタイミング	
☐ 大雨のときはいつ（どのタイミングで）避難するのか ☐ 地震のときは何をするのか（支援内容につながる）	➡どのようにするか（解決方法）

- | | |
|---|-----------------|
| ☐ 大雨のときはいつ（どのタイミングで）避難するのか
☐ 地震のときは何をするのか（支援内容につながる） | ➡どのようにするか（解決方法） |
|---|-----------------|

④避難先／避難生活で心配なこと ☐ 多くの人が集まる場所が苦手 ☐ 電力等が不可欠な医療機器を使用している ☐ 一時的でも電気・水道・ガスがないと生活できない ☐ 一時的でも外出ができず介護者等が来られないと生活できない ☐ ペットがいる（ ケージあり / なし） ☐ その他	➡どのようにするか（解決方法）
--	------------------------

- | | |
|---|-----------------|
| ☐ 多くの人が集まる場所が苦手
☐ 電力等が不可欠な医療機器を使用している
☐ 一時的でも電気・水道・ガスがないと生活できない
☐ 一時的でも外出ができず介護者等が来られないと生活できない
☐ ペットがいる（ ケージあり / なし）
☐ その他 | ➡どのようにするか（解決方法） |
|---|-----------------|

⑤そのほかに心配なこと	
☐ 電話の応対が難しい ☐ 知らない人が来ると混乱する ☐ 危険を察知しとるべき行動を判断できない ☐ 自分の意志を伝えることができない ☐ その他	⇒どのようにするか（解決方法）

- | | |
|---|-----------------|
| ☐ 電話の対応が難しい
☐ 知らない人が来ると混乱する
☐ 危険を察知しとるべき行動を判断できない
☐ 自分の意志を伝えることができない
☐ その他 | ➡どのようにするか（解決方法） |
|---|-----------------|

⑥避難支援者の支援内容（支援者のすること）

☐ 安否を確認する

☐ 一緒に避難策に行く（送り届ける）

☐ 避難先でも支援をする（付き添い）

☐ その他

- ☐ 安否を確認する
☐ 一緒に避難策に行く（送り届ける）
☐ 避難先でも支援をする（付き添い）
☐ その他

⑦持ち出し品リスト（薬など）

【概要】

個別避難計画 避難訓練 企画案

日 時： 年 月 日（ ）： ～：

場 所：

参加者： 名

会場形式：班ごとのグループ形式

目的：①地震の発生を想定した避難訓練を通して、個別避難計画の内容を検証する

②まちあるきを通して地区の危険箇所等を確認し、福祉防災マップ（案）を作成する

【プログラム】

時間	所要時間	内容	資料	形式	担当
:	30 分	※会場設営、配置・流れの確認 ※各自準備、配置につく	企画案	-	関係者
:	30 分	①避難訓練＜往路＞ 支援者が要支援者宅を訪問し、安否確認、避難準備のうえ、安全な経路を選択しながら会場に避難する ※会場到着後、避難に要した時間を記録	-	各自	-
:	15 分	②避難訓練の振り返り 主に要支援者が、要支援者宅内、避難時の持ち物、避難経路、その他の不安な点や気づいたことなどを班で共有し、必要に応じて計画を修正する	ワークシート 個別避難計画	グループ	進行役
:	15 分	③まちあるき＜復路＞ 要支援者及び支援者は、避難経路を歩いて危険箇所や地域資源（地震・風水害）を確認し、支援者は要支援者を自宅に送り届けて公民館に戻る。	マップ	各自	-
:	20 分	④福祉防災マップ（案）の作成 支援者及び地区役員等は、避難訓練及び実地検証を振り返り、班ごとにハザードマップに危険箇所の情報や支援の流れ、避難経路等を書き込む	マップ ワークシート ハザードマップ	グループ	進行役
:	10 分	⑤今後の進め方に関する協議 支援者及び地区役員等は、今後、地区として検討が必要な対策や取組等について意見交換を行う	白紙	全体	進行役
:	-	⑥閉会	-	全体	代表者

【準備】道具・資料（★は市町村にご用意いただきたいもの）

各班：★ハザードマップ（A0版、班数分、要支援者宅にマーク）、

★個別避難計画、付箋、シール、ペン

個人：★マップ（A4版 要支援者宅～公民館が入った白地図

ワークシート（A4版）、クリップボード（A4版）、ペン、白紙

避難訓練シナリオ（簡易版）

要支援者 (支援が必要な人)		支援者 (支援する人)	
-------------------	--	----------------	--

項目	目安時刻	実際の時刻	イメージ
災害発生	時 分 ※この時刻を目途に行動開始をお願いします。	時 分	・緊急地震速報が入る。 ・自身や家族の安全等を確認し、避難の準備。
要支援者宅訪問	時 分	時 分	【訪問した実際の時刻を記録】 ・要支援者宅を訪問。 ・「大丈夫ですか？」等と要支援者の体調を確認。 ・「一緒に避難しましょう。」等と声かけし、避難の準備を促す。
避難開始 (出発)	時 分	時 分	【出発した実際の時刻を記録】 ・要支援者の準備ができたなら、会場（避難先）への避難を開始。
避難			・避難支援を行う。 ・実際の避難ルートを別紙「個別避難計画（裏面は地図）」に記録。 ・避難ルート上で、大雨や夜間等もイメージしながら、危険な箇所や気になる箇所があれば、「個別避難計画」に印などを記録。 ※避難支援を優先し、詳細な記録は到着後でも構いません。
避難先到着	時 分	時 分	【到着した実際の時刻を記録】 ・避難先に到着したら、避難ルートや気になる箇所を「個別避難計画」に記録。 ・記録を終えたら、この用紙と「個別避難計画」を区長に提出してください。

避難訓練の振り返りシート

避難した方 _____ 付き添い _____ 班

①避難準備について

・（想定 of）洪水・地震が起きたあと、自宅を出るまでに何をしましたか？

・何を持って避難しましたか？3日留まるとしたら足りないものはないですか？

②避難経路について

・公民館までの道で、危険を感じる場所などありましたか？

マップの該当箇所に書き込んでください 

③その他全般

・地震が起きるのが強い雨の日や、夜間、路面が凍結するような寒い日だったら、不安なことはありますか？

・訓練を通して気づいたことや感じたこと、気になったこと、困りそうなこと、これからしたいと思ったことなどを教えてください。

個別避難計画（追記作成）

1-基本情報

●要支援者（ ）	生年月日（ ）
住所（ ）	年齢（ ） 歳

●支援者（ ）	続柄（ ）	例：隣人・民生委員・子
●支援者（ ）	続柄（ ）	例：隣人・民生委員・子
●支援者（ ）	続柄（ ）	例：隣人・民生委員・子

2-自宅の災害危険性と事前避難の必要性について

ハザードマップなどを確認し、自宅（要支援者）がどのようなリスクのある箇所かを把握 しましょう。

3-要支援者の災害時の課題と現状の備え（避難支援の際の留意点）

＜判断・意思疎通に関すること（連絡する時の留意点）＞

- ☐ 電話の応対は難しい
- ☐ 知らない人が来ると混乱する
- ☐ 危険を察知しとるべき行動を判断できない
- ☐ 自分の意志を伝えることができない

<移動に関すること（避難する時の留意点）>

※避難する時の必要な支援を聞きましょう。

- ☐ 階段の上り下りが難しい
- ☐ 夜間の避難は難しい
- ☐ 歩いて避難することは難しい
- ☐ 車いすが必要だが自走できない
- ☐ リフト付き福祉車両が必要
- ☐ 外出の準備に時間がかかる（分程度）

<避難生活に関すること（避難先での留意点）>

※避難（所）生活時の必要な支援を聞きましょう。

- ☐ 多くの人が集まる場所が苦手
- ☐ 電力等が不可欠な医療機器を使用している
- ☐ 一時的でも電気・水道・ガスがないと生活できない
- ☐ 一時的でも外出ができず介護者等が来られないと生活できない
- ☐ ペットがいる（ ケージあり ／ なし）

4-避難支援者の支援内容（支援者は何を支援するのか）

令和5年11月作成

作成者：加西市政策部防災課

電話：（0790）42－8751（直通）

FAX：（0790）43－1800

メール：bosai@city.kasai.lg.jp